

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

現下の経済情勢等を踏まえ、令和六年度分の個人住民税の特別税額控除を実施するとともに、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し、令和六年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、森林環境譲与税の譲与基準の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和七年十二月三十一日まで延長すること。（附則第四条関係）

2 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和七年十二月三十一日まで延長すること。

（附則第四条の二関係）

3 個人の道府県民税及び市町村民税について、定額による特別税額控除を次により実施すること。

（一）令和六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、次の措置を講ずること。（附則第五条

の八から第五条の十一まで関係)

(1) 前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から一万円（控除対象配偶者又は扶養親族（この法律の施行地に住所を有しない者を除く。以下「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき、一万円を加算した金額）を控除すること。

(2) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の控除限度額及び公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる令和六年度分の所得割の額について、特別税額控除前の所得割の額とすること。

(3) 普通徴収について、令和六年六月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和六年度中に普通徴収すべき税額から、順次控除する等所要の措置を講ずること。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の給与所得に係る特別徴収について、均等割の額及び所得割の額とともに令和六年六月において徴収せず、特別税額控除後の給与所得に係る特別徴収税額を同年七

月から翌年五月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収すること。

(5) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和六年十月一日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和六年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から、順次控除する等所要の措置を講ずること。

(二) 令和七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及びこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から一万円を控除すること。（附則第五条の十二関係）

4 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講ずること。（第三十七条の

二、第三百十四条の七、附則第三条の二の三関係）

5 法人税割の課税標準である法人税額について、産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずること。（第二十三条、第二百九十

二条関係)

6 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額から当該還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額は翌年度以降に控除すること。(第五十三条、第三百二十一条の八関係)

7 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日までとする等所要の措置を講ずること。(附則第八条関係)

8 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置を廃止すること。(附則第三条の二の三関係)

二 事業税

1 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずること。(第七十二条の五関係)

2 中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該中間期間の属する事業年度の所得の計算上、当該災害損失欠損金額に相当する金額は益金の額に算入しないものとする。こと。（第七十二条の二十三関係）

3 社会保険診療に係る所得割の課税標準の特例措置について、旧介護保険法の規定に基づく一定の介護療養施設サービス等を適用対象から除外すること。（第七十二条の二十三関係）

4 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。（附則第九条関係）

(一) 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。

(二) 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。

(三) 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。

(四) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。

(五) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。

(六) 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。

(七) 株式会社地域経済活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。

(八) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。

(九) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。

5 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずること。(附則第九条関係)

(一) 当該電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者等に対して電気事業法に規定する託送供給に係る料金(これに相当する額を含む。)を支払うとき。

(二) 当該電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が

、自ら維持し、及び運用する電線路と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者に対して電気事業法に規定する託送供給に係る料金を支払うとき。

6 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和九年三月三十一日まで延長する等の措置を講ずること。（附則第九条関係）

7 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該電気供給業を行う法人が広域的運営推進機関に対して電気事業法に掲げる一定の業務に係る対価として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずること。

（附則第九条関係）

8 当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が一億円以下のものうち、前事業年度の事業税について第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象法人」という。）に該当したものであって、払込資本の額が十億円を超

えるものについて、外形標準課税の対象法人とすること。（附則第八条の三の三関係）

9 令和七年四月一日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）の事業税（公布の日を含む事業年度の前事業年度の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであつて、公布日の前日の現況により資本金一億円以下であると判定され、かつ、公布日以後に終了した各事業年度分の事業税について第七十二条の二第一項第一号ロに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象外である法人」という。）に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）については、8にかかわらず、所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のものうち、公布の日を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度分の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであつて、払込資本の額が十億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすること。（改正法附則第七条関係）

10 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の措置を講ずること。（附則第九条関係）

(一) 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用者給与

等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が百分の一・五以上である場合（当該法人が中小企業者等である場合に限る。）に控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。

(二) 控除額について、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすること。

11 所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすること。（第七十二条の二関係）

(一) 特定法人（払込資本の額が五十億円を超える法人及び相互会社等をいう。以下同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額（公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(二) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込

資本の額（公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（一）に掲げる法人を除く。）

12 11（一）又は（二）に掲げる法人に該当するかどうかを判定する日等について所要の整備を行うこと。（第七十二条の二、第七十二条の二十六関係）

13 所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもの等のうち11（一）又は（二）に掲げる法人に該当するものを行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額（以下「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとするこ

と。(改正法附則第八条関係)

14 新たな公益信託制度の創設に伴い、法人が受託者となる公益信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなすこととする等の措置を講ずること。(第七十二条の三関係)

15 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下「取得等の日」という。)以後引き続き有している等の一定の要件を満たす場合において、当該他の法人及び当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の日前五年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち資本金一億円以下のもの等について、11(一)又は(二)に掲げる法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とすること。

(附則第八条の三の四関係)

16 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなすこととする特例措置を廃止すること。(附則第八条の四関係)

三 地方消費税

1 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務を除く。)のうち、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してその対価を收受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととする事。

(第七十二条の八十の三関係)

2 偽りその他不正の行為により、譲渡割に係る還付(更正の請求に基づく更正によるものに限る。)を受けた場合(未遂の場合を含む。)について、罰則規定を設ける事。(第七十二条の九十五関係)

3 地方消費税の清算等に使用する統計について、所要の規定の整備を行う事。(第七十二条の百十

四、第七十二条の百十五関係)

4 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して地方消費税を課する等の措置を講ずること。（第七十二条の七十八、第七十二条の八十、第七十二条の八十の二、附則第九条の三関係）

四 不動産取得税

1 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、非課税措置を講ずること。（附則第十条関係）

2 都市緑地法に規定する都市緑化支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、非課税措置を講ずること。（附則第十条関係）

3 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条関係）

(二) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十條の三関係）

(三) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十條の三関係）

(四) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一條関係）

(五) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一條関係）

(六) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延

長すること。（附則第十一条関係）

(七) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(八) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(九) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条の二関係）

(十) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条の五関係）

4 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置を廃止すること。（附

則第十一条関係）

五 軽油引取税

1 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の七関係）

(一) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

(二) 自衛隊又は日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊（以下「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

(三) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

(四) 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

(五) 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用

途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

2 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の七関係）

3 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の七関係）

4 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の七関係）

5 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、一定の船舶を適用対象から除外すること。（附則第十二条の二の七関係）

六 固定資産税及び都市計画税

1 令和六年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずること。

(一) 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に百分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の

当該年度の価格に十分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。また、宅地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該宅地等の当該年度の価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。（附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第二十五条の三、第二十七条の五、第二十八条関係）

- (二) (一)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。（附則第十八条、第二十五条関係）
- (三) (一)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に十分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること。（附則第十八条、第二十五条関係）

- (四) 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前

年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。（附則第十九条、第二十条関係）

負担水準の区分	負担調整率
○・九以上のもの	一・〇二五
○・八以上○・九未満のもの	一・〇五
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五
○・七未満のもの	一・一

(五) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に百分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずること。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に十

分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。

(附則第十九条の四、第二十七条の二関係)

- (六) 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとする。 (附則第二十一条、第二十七条の四、第二十七条の五関係)

- (七) 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額 (前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(六)又は(七)の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額) に百分の百十以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとする。 (附則第二十一条の二、第二十七条の四の二、第二十七条の五関係)

- 2 令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価

値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること。（附則第十七条の二、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十二條関係）

3 独立行政法人国民生活センターが行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助業務の用に供する固定資産を追加すること。（第三百四十八條関係）

4 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与する一定の機械設備の課税標準をその価格の二分の一の額とした上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五條関係）

5 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性

等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては二分の一）（現行二分の一）を乗じて得た額とした上、その整備期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

6 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行った上、その対象資産の新築期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の六関係）

7 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとする。

（附則第十五条の七関係）

8 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

(一) 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和七年度までに新たに固定資産税が課されるものとする。 (附則第十五条関係)

(二) 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長すること。 (附則第十五条関係)

(三) 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)

(四) 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長すること。 (附則第十五条関係)

(五) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和十年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)

則第十五条関係)

(六) 津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設若しくは同法に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分又はこれらの施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その指定避難施設の指定に係る期限又は管理協定に係る締結期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が十年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その農地中間管理権の取得期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があつた地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限る。）の用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(九) 電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局で

あつて地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三十一日まで延長すること。

（附則第十五条関係）

(十) 特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定事業者が設置した一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十一) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の七関係）

(十二) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の

減額措置について、その取得期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

(三) 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九関係）

(四) 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九関係）

(五) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九関係）

(六) 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九の二関係）

(七) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九の二関係）

(六) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の十一関係）

(五) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限又は改良期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。

（附則第五十六条関係）

9 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

(一) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、石綿が含まれている一定の産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設を適用対象から除外した上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(二) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、木竹を原材料として製造される燃料を製造するための一定の設備に係る課税標準をその価格の四分の三（現行三分の二）の額とした上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）に係る

課税標準をその価格に七分の六を参酌して十四分の十一以上十四分の十三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては七分の六）（現行三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては三分の二））を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

10 一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止すること。（附則第十五条関係）

七 狩猟税

1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条関係）

2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が

受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条関係）

3 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条の二関係）

八 事業所税

特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認を受けた経営改善措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずること。

1 適用期限を法人にあつては令和八年三月三十一日まで、個人にあつては令和七年分まで延長すること。（附則第三十三条関係）

2 特例の対象に特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律による改正後の特定農産加

工業経営改善等臨時措置法に規定する調達安定化措置に関する計画に基づき実施する事業の用に供する一定の施設を加えること。（附則第三十三条関係）

九 国民健康保険税

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する措置を講ずること。（第七百三条の四関係）

十 その他

1 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社等がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員等は、一定の額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負うこととする。（第十一条の九関係）

2 保全差押金額を限度とした差押え等に係る地方団体の徴収金について、その納付し、又は納入すべき額の確定がない場合における当該差押え等を解除しなければならない期限を、その保全差押金額をその者に通知をした日から一年（現行六月）を経過した日までとすること。（第十六条の四関係）

3 重加算金の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えること。（第七十一条の十五、第七十一条の三十六、第七十一条の五十六、第七十二条の四十七、第七十四条の二十四、第九十一条、第四百四十四条の四十八、第七百七十二條、第二百七十九條、第三百二十八條の十二、第四百六十三條の四、第四百八十四條、第五百三十七條、第六百十條、第六百八十九條、第七百一條の十三、第七百一條の六十二、第七百二十二條、第七百三十三條の十九關係）

第二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律に関する事項

合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割又はこれらのものの所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収について、地方団体の条例で定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならないこととする等所要の措置を講ずること。（第四条關係）

第三 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

令和七年度から令和九年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずること。（附則

第十四項関係)

第四 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に関する事項

前記第一の一の3(一)(1)及び(二)に伴う所要の措置を講ずること。(第八条関係)

第五 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に関する事項

前記第一の一の3(一)(1)及び(二)に伴う所要の措置を講ずること。(第三条の二の二関係)

第六 航空機燃料譲与税法に関する事項

空港関係市町村及び空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準について、譲与額の四分の一の額を延べ重量で、他の四分の一の額を旅客数で、二分の一の額を騒音地区内の世帯数で按分して譲与するものとする事。 (第二条、第二条の二関係)

第七 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に関する事項

市町村及び都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準について、譲与額の百分の五十五(現行十分の五)に相当する額を私有林人工林の面積で、百分の二十五(現行十分の三)に相当する額を人口で按分して譲与するものとする事。(第二十八条、第二十九条関係)

第八 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の三の二の改正は公布の日から起算して十日を経過した日から、第一の十の改正は令和七年一月一日から、第一の二の八から10まで及び五の五の改正は令和七年四月一日から、第一の二の11から13まで及び15の改正は令和八年四月一日から、第一の八の1の改正は特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日から、第一の一の五の改正は新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の八の二の改正は特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の一の四の二の改正は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の一の八、二の14及び16並びに三の四の改正は公益信託に関する法律の施行の日から、第一の一の四の改正は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から、その他の改正は令和六年四月一日から施行すること。